

# たまがわ

第128号

福島県石川郡  
玉川村議会

発行責任者 須藤利夫  
編集委員会 小林徳清・車田悦夫  
渡邊一雄・塩澤重男  
鈴木忠雄

印刷 南円谷印刷



## 少年球技大会 ねらいを定めて

7月28日に村民グラウンドと村文化体育館を会場に第41回玉川村少年球技大会が開かれました。各行政区対抗によるソフトボール、ティーボール、ミニバスケットボールの3競技が行われ、それぞれ熱戦が繰り広げられました。

### 主な内容

- 6月定例会でこのようなことが決まりました …… 2～4
- 村政ここが聞きたい …… 5～11
- 各常任委員会が村内施設を視察ほか …… 12

### 学校訪問

7/18

## 村内小中学校を視察 除染状況等を確認

春休み中に村内各小中学校、幼稚園の校庭等の表土入れ替えの除染が行われました。文教厚生常任委員会では、除染実施後の状況や今年から再開されたプール授業の状況を主なテーマに川辺小、泉中と須釜中を訪問しました。

各校とも除染後は放射線量が低下し、児童・生徒が安心して学校生活を送っており、入れ替え前の表土を置く「仮々置き場」も安全に保管されている状況を確認しました。



仮々置き場で鈴木校長(右端)から説明を受ける(須釜中)



(株)エバタ製作所内を視察

総務産業建設常任委員会では、毎年7月に村内企業を訪問視察しています。

本年は、さる3月下旬に岩法寺地区で操業を始めた精密钣金業の(株)エバタ製作所と山小屋地区で養豚業を営む(株)ユキザワの2社を訪問しました。

社業の概要や現状の説明を聞いた後、意見交換が行われました。



(株)ユキザワで説明を受ける委員

### 企業訪問

(株)エバタ製作所  
(株)ユキザワを視察

7/9

## 議会のうごき

### 5月

- 10日 議会広報編集委員会
- 11日 議会だより第127号発行
- 17日 新人議員研修会(福島市)
- 23日 全員協議会(議員控室)
- 28日 石川地方町村議会事務局長会議(石川町)
- 29日～30日 全国町村議会議長・副議長研修会(東京都)

### 6月

- 4日 福島県町村議会議長会定期総会(福島市)
- 13日 議会運営委員会(議員控室)
- 18日～21日 6月定例会
- 26日 石川地方町村議会議長会(石川町)

### 7月

- 2日 町村議会広報研修会(福島市)
- 9日 総務産業建設常任委員会
- 11日～13日 石川地方町村議会議長会視察研修(北海道)
- 18日 文教厚生常任委員会

いまだ東日本大震災により苦渋の生活を強いられている被災者の皆様へ心よりお見舞いを申し上げます。一刻も早い復興を願っています。

六月定例会が終わりました。私たち新人議員は議会事務局のオリエンテーションや福島市において県内全町村の新人議員研修会等で勉強をしています。

今回の定例会では、新人議員五名全員が一般質問に立ちました。初めての質問であり、会議規則にのっとり、間違いなく質問できたかどうか不安の連続でした。でも、「習うより慣れよ」の言葉のとおり全員堂々と出来たと思います。

これからも皆様の意見に耳を傾け、村政発展のため自ら研鑽を重ね、村民の負託に応えられるようにしたいと思います。

(車田悦夫)

あ  
と  
が  
き



### あ ら ま し

6月定例会は、6月18日から21日までの4日間の会期で開催されました。今回の定例会では、繰越明許費についての報告2件、条例改正の議案4件、補正予算の議案5件、その他の議案2件、議員報酬の特例に関する条例改正などの発議3件の審議を行い、全て原案どおり可決しました。

また、一般質問では、新人議員5名を含む7名が登壇して、村執行機関の考えを質しました。

### 報 告

#### 一般会計繰越明許費

東日本大震災及び台風15号の災害復旧・復興事業について、平成23年度一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により執行機関より報告された。

※令第146条第2項とは？

普通公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し次の議会に報告しなければならない。

#### 上水道事業会計繰越明許費

四辻水源地揚水試験工事に於いて、東日本大震災等の影響で井戸に不具合が生じ、工事を繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告された。

### 条 例 改 正

#### 職員の給与に関する条例の改正

通勤手当の限度額の引き上げに伴い、条例の改正を行うものである。

改正理由をもう少し詳しく説明を願う。あと一番距離の長い職員は何kmか。

県が改正しており、村も県に準じて引き上げをする。職員で最も長い通勤距離は、片道で34・8kmです。村外からの通勤者数

は、また、最も通勤手当が高い金額は、村外からは16名が通勤している。通勤手当で最も高い額は2万1100円で、改正後は2万2100円となる。(起立全員)

本村は屋外で遊べる状況ではあるが、心配している親もいる。親子のストレスを軽減し身近なところに遊び場を提供してやること。また、村外の子供たちとの地域交流と活性化、子育て支援、玉川村のPRも考えている。遊び場は世界旅行をテーマに造られる。ネーミングを村内の子供たちを対象に公募したり、オープン前に報道機関の内覧会を予定している。

消防屯所建築工事として予算計上されているが、通常、消防屯所は行政区で造ると解釈していたが、なぜ村が建築するのか、その理由は。

今までは行政区が事業主体であったが、昨年、竜崎区の屯所が水害に遭って、地元区からの要望があった。また、他自治体の状況調査をしたところ、自治体が事業主体となっている例が多かった。そこで平成23年度からは、本村も建築は自治体が事業主体となつて、用地は区で確保するという内容で進めることになった。(起立全員)

### 税 条 例 の 改 正

「東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」及び「地方税法」の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

固定資産税の減免で「その他村長が必要と認める場合」が追加されたが、具体的にはどんな場合が想定されるのか。

これまでは火災の際に減免されなかったが、火災で焼失した場合、その後の固定資産税を減免するということが想定される。(起立全員)

#### 国民健康保険税条例の改正

平成24年度の保険税を課税するため、税率等の改正を行うものである。(起立全員)

印鑑の登録及び証明に関する条例の改正  
住民基本台帳法の一部を改

正する法律、同法施行令の一部を改正する政令等が本年7月9日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。主な改正点は、本村に居住する外国人が印鑑登録を申請する際に外国人証明書の提示が不要となることである。(起立全員)

### 補 正 予 算

#### 一般会計補正予算(第1号)

再生エネルギー導入等による防災拠点支援事業及び屋内遊び場確保事業にかかるものを主とするもので、歳入歳出それぞれ3億612万3千円を追加し、予算総額を36億612万3千円とするものである。

再生可能エネルギー設備設置工事は、村内の公共施設の屋上に太陽光パネルを設置して、そこから取得する電力を災害時に対応することと、余った電気は平時にも使用できるということのように。その設置費用が全

めの測量設計委託料394万円を増額する。

歳入は、一般会計繰入金を394万円増額し、予算総額を1億4440万5千円とするものである。(起立全員)

#### 簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

歳出の主なものは、須釜地区簡易水道事業について、平成25年度に玉川村上水道事業への統合を行うための簡易水道事業の固定資産調査事業を実施する。その委託料として410万9千円を増額する。歳入は、一般会計繰入金を410万9千円増額し、予算総額を2345万4千円とするものである。(起立全員)

#### 上水道事業会計補正予算(第1号)

資本的支出の設備拡張事業費において、村道の改良計画に合わせて上水道給水区域を拡大するための配水管布設測量設計委託を実施するため、委託料316万3千円を増額する。(次頁へつづく)

## 玉川村議会

# 6月定例会



屋内遊び場のイメージ図

額補助ということだが、村の一般財源から付帯工事等で持ち出しがないように予算の中で収まるよう検討をすべきだと思う。工事に向けて現在どのように考えているのか伺う。

蓄電池の設備や現在の電気料金の軽減にも努めたい。

ただ補助事業なので東北電力に売電することはできない。工事は、一般会計の持ち出しをしないように補助金の中で対応してゆく。

福島空港ビル3階に設置する屋内遊び場について、村では特に屋外で遊べない状況ではないと思うが、これをどのように活用してゆく考えなのか。

### 玉川村議会6月定例会

# 村政 ここがききたい

村の答えは?



**問** 近年の少子化傾向により各学校における教師の数が減ってきていると同時に部の数も減ってきている。子供たちが好きなスポーツや文化活動を自由に出来ないことは由々しき問題である。

私たちは、部活動は社会性、協調性、公徳性、コミュニケーション能力を高めるための一番の方法であることを知っています。そこで、現在の部活動について質問する。

部活動の顧問は、教師以外者に委ねることはできないのか。

## Q 部活動の顧問は教師以外ではだめか A 顧問は教員でなければならない



車田悦夫 議員

**答** 顧問は、教員でなければなりません。部活動中の管理、監督上の責任があるためであります。ただし、外部指導者に日常的に指導を受けることは可能です。

**問** スポーツ少年団は小中学生が入団できますが、スポーツ少年団活動を部活動として認められるのか。

**答** スポーツ少年団は各種学校に該当しないので中体連の大会には出場できません。よって部活動として認めることは困難であります。

**問** スポーツ少年団として中体連に出場できないのか。

**答** 先ほどの答弁のとおり中体連参加は学校単位であるので参加はできません。ただし、協会主催や連盟主催の大会には参加できる大会もあると思います。

**問** 現在、部活動の多くが顧問教師の任意と善意で維持されて、先生方の貴重な仕事時間や自由な時間を奪っていることを認識しなければなりません。子供たちがやりたいスポーツ、文化活動を先生方ができないれば外部指導者に託せないのか。部活動はスポーツに親しむ習慣、体力の基礎を養う重要な時期であります。

**答** 今後、地域総合スポーツ(たまかわ元気クラブ)が中心となり、中学校の部活動のみならず地域すべてのスポーツ活動を運営、指導できるようにならないのか。

**答** たまかわ元気スポーツクラブへの今後のあり方についての示唆に富んだ提案については活かしていきたい努力します。

文部科学省の「スポーツ基本計画」の中で、学校と地域におけるスポーツの機会の充実の具体的な内容として、学校、スポーツ団体に地域型スポーツクラブで活動する生徒などの参加を認めたり、柔軟な対応が認められるようになっていきます。今後、積極的に検討していく努力をいたします。

**問** 部活動としては教員が顧問となるのが基本です。「総合型地域スポーツクラブ」と「学校の部活動」の共存連携については、創意工夫により大きな効果を発揮すると思えます。

**答** 部活動への参加は義務化されているのか。

**答** されています。

**問** 部活動は週一回の休みがある日があると聞いているが、その日を外のスポーツ、文化活動に対応できないのか。

**答** 現実的には毎日練習しているのが無理です。

## その他

**福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更**

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、構成市町村からの共通経費負担金の算定基準を変更することについて所要の改正をするものである。(起立全員)

## 村道の路線変更

村道中一16号について、村道中一18号線との交差点までの延伸により、終点及び延長に変更が生じたため、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。(起立全員)

※村道中一16号線  
県道田村・玉川線の泉中学校への進入路交差点を起点と



村道中一16号線の終点付近

## 発議

### 議員報酬の特例に関する条例の改正

議員報酬の月額を本年7月1日から平成26年3月31日までの間、5%カットして支給する条例の改正である。(起立全員)

**議員の費用弁償の特例に関する条例の改正**

議員が本会議、委員会、全員協議会に出席した際に支給

### 議会調査研究特別委員会の設置

される費用弁償1000円を本年7月1日から平成26年3月31日まで支給しないと定める条例の改正である。(起立全員)

議会が住民から期待される政策形成や行政監視の役割を果たすために必要な事項を調査、研究を行う特別委員会を設置するもの。(起立全員)

### 特別委員会

### 議会調査研究特別委員会構成が決定

設置が決定した議会調査研究特別委員会の委員が選任され、また、委員長及び副委員長は委員互選の結果、次のとおり決定した。(起立全員)

▼委員長	渡邊 一雄
▼副委員長	鈴木 忠雄
▼委員	田子 武幸
〃	大和田 宏
〃	飯島 三郎
〃	車田悦夫

## 湛水防除機(竜崎)を視察

### 仮置き場候補地(北須釜)

6月定例会の会期中、一般質問などで話題となった地域について全議員で視察を行いました。

最初に昨年の台風15号で冠水した竜崎地区の湛水防除機を視察しました。昨年の教訓から地元住民の要望により配電盤を高い位置に移設する工事を県が行う予定となつていますが、排水ポンプをこれからの雨期に作動できるよう執行機関に要望が伝えられました。

次に放射能除染に伴う仮置き場候補地となつている北須釜地区を視察しました。候補地へのアクセス道路、周辺の環境等について調査を行いました。



湛水防除機(竜崎)を視察



仮置き場候補地(北須釜)を視察



渡邊 一雄 議員

Q 仮置き場選定の考え方は

A 国のガイドラインに基づき候補地を選定

生活環境面での除染の進み具合と今後の進め方及び放射性物質廃棄物仮置き場の場所の選定の基本的な考え方と現段階での状況はどのようになっているのか

将来を担う子供達の安全を最優先とし、計画的に取り組んでまいります。仮置き場につきましては、国で示したガイドラインに基づき、村内数カ所を候補地として選定し、専門家立ち会いのもとで現地調査を実施し選定いたしました。関係する2つの行政区長を対象に説明会を開催し同意は頂いております。他に適地を選定することも容易でなく引き続き設置に

地滑り地帯の上流に仮置き場の候補地となっておりが安全性に問題はないのか。その辺も考えており、雨水は山小屋地区の方に流すようにしたいと思います。仮置き場候補地の近くには農作物が作られ、ギンナン、いちじく、牧草、こ

れから蕎麦の作付もあり、これらの対策は村としてどう考えているのか。

農作物は村の方にて補償して、作付け農家皆様の理解を得たいと思います。除染計画を早く作り安全安心を説明してはどう

か。県の方にも打合せしていきたいと思います。あぶくま開発をした農地を候補地とする理由は。県のガイドラインを基に数カ所の候補地の中からの決定であります。国有林もあり、もつと安全な場所もあると思うが。別の場所を考えることはないので。

行政区の理解が得られない場合は、考えたいと思います。

学校給食の放射線量の基準は。A およそ10ベクレル以下と

食物の放射線量基準値は100ベクレル以下です。

現時点で補助事業採択は難しいです。村単独での取り組みは

財政的に厳しいが、利用頻度等を調査したうえで検討したいと思えます。

現時点で補助事業採択は難しいです。村単独での取り組みは

財政的に厳しいが、利用頻度等を調査したうえで検討したいと思えます。



学校給食のようす(玉一小)

Q 牧草の利用制限の解除は A 見直しを強く要望している。永年性牧草が利用できないなか、畜産農家の存続が危ぶまれている。県の利用制限解除の方針は、今ある牧草の検査結果、基準値以下であれば利用できるよう県に対し方針を見直すよう働きかけるべきだと思いませんか。

永年性牧草の利用制限や土手草の利用制限など粗飼料の確保が懸念されてお

り、見直しを強く要望しているところですが、明確な回答が無く大変苦慮しています。直接出向いて要望してきました

ところであり石川地方町村会や石川郡畜産農業組合、関係機関と連携し、国・県・東京電力など関係機関に対し強く働きかけを行ってまいります。

県南地方の対策が遅いと農家の方々の話しもあり、県南地方と共に働きかけをするべきではないか。

石川地方は放射線量が低いだけに、県に対し再度働きかけをします。

致企業はあったのか。③工業団地候補地として以前より南須釜区有地周辺の話が

出していたが、その後の経過と今後の見直しはどうか。④本年度の企業誘致活動計画・工業団地の整備計画はどのように

になっているのか。①適地調査については、岩法寺第一用地として

旧ポートピア体育館の用地。岩法寺第二用地として福島空港建設の際に民間企業が事務所を置いた用地。南須釜地区用地として南須釜区有地の三カ所を適地として県の企業立地課へ資料を提供して

おります。②企業誘致適地の資料を企業立地課へ提供し企業誘致に努めたが誘致には至りませんでした。しかし、岩法寺第一用地に矢吹町の企業が進出。岩法寺第二用地についても民間企業参入の情報を得ており、企業誘致の適地調査に一定の

成果がありました。③南須釜区有地は水道などのインフラ整備の問題もあり誘致には至っておりません。しか

し、太陽光発電事業の候補地として県へ報告しております。④村でも企業誘致に努めていますが、現在の経済情勢や震災の影響、さらには原発事故による風評被害で厳しい状況にあります。このよう中で、

村内の3企業が県が実施している「ふくしま産業復興企業立地補助金」を利用し、工場の増設等により今後3年間に40人強の採用が計画されています。企業誘致活動計画については、引き続き企業へ、県からの復興関連補助事業の内容などの情報を提供し、雇用の確保へ向けた取り組みをしていきます。交通の利便性に優れた立地条件を活かし、県外からの企業誘致についても検討していきます。新たな工業団地の整備は、現在の財政状況から村独自の取り組みは難しい状況です。

企業誘致のプロジェクトチームを組織し活動する考えはあるのか。

現時点では村長が先頭に立って村の優位性をPRしていきます。

少子高齢化対策のため、企業を誘致し若者に安定した雇用の場を確保し、定住できる環境整備が必要と思う。

企業誘致を行うための適地調査の結果はどうか。①企業の企業立地課や東京事務所との情報交換で得られた誘

導の結果はどうか。②企業の企業立地課や東京事務所との情報交換で得られた誘

導の結果はどうか。②企業の企業立地課や東京事務所との情報交換で得られた誘



塩澤 重男 議員

Q 採択された請願で未実行の案件数は

A 全部で24件です

昭和62年に通学路及び生活道路として地区民に直結した道路の改良整備を南須釜区長と吉区長の共願にて議会に請願し採択され、25年を迎えたが、なぜ実施されないのか。①採択され実施されない件数はどれくらいあるのか。②優先順位または財政面が問題なのか。③財政を伴わない請願制度は形骸化しているのか。④未実行の案件について、どのように取組んでいく考えなのか。

①道路関係19件、水路関係4件、農業用水施設1件、計24件であります。

財政状況や投資効果を検討し、緊急性や必要性を調査して補助事業の採択要件に合う箇所は、補助事業で対応するなど実施しています。③事業の実施は極力、村単独事業での事業実施をさせ国や県の補助事業により取組んでいます。採択条件に合わない箇所は事業の実施が難しく、進んでいないのが現状です。④引き続き補助事業及び交付金事業等により、個々の事業に見合う事業を検討し整備を図っていく考えです。

請願書の処理の経過及び結果について説明をされているのか。確かではないが説明はしていません。補助事業に該当する見込みはあるのか。

現時点で補助事業採択は難しいです。村単独での取り組みは財政的に厳しいが、利用頻度等を調査したうえで検討したいと思えます。

Q 企業誘致適地調査の結果は A 村内9ヶ所を適地としている



昭和62年に南須釜区が請願した道路

少子高齢化対策のため、企業を誘致し若者に安定した雇用の場を確保し、定住できる環境整備が必要と思う。

企業誘致を行うための適地調査の結果はどうか。①企業の企業立地課や東京事務所との情報交換で得られた誘

導の結果はどうか。②企業の企業立地課や東京事務所との情報交換で得られた誘

導の結果はどうか。②企業の企業立地課や東京事務所との情報交換で得られた誘



小林徳清 議員

Q 行政区長への感謝状を贈呈しては

A 他自治体を参考に検討します

区長の職務は村と区を繋ぐパイプ役として全てにおいて頼られる存在である。一年間我が身も惜しまず任務を全うし、退職頃においては心身共に疲れ果てるが、その職責を果たしたことを自負し、大役を終えて安堵するところだと思ふ。粉骨砕身尽くされる退職区長に対し、その労をねぎらう為にも村を代表する村長からの謝意は、本人、家族の誉とするところであるはず。当村も他自治体に見習って、退職時に感謝状を贈呈すべきと思うが、村長の考えを伺う。

行政区長さんは他に仕事をしながら地区民の負託に応えるべくご家族の支えを受けながら職務を遂行されておりますことは十分に承知しております。また、区長退職後も地域振興発展のためご助言をいただく機会も多く、常に感謝の念を持っていくところであり、感謝状の贈呈につきましても、他自治体の例も参考にさせていただきます。検討してまいります。

Q ゴミステーション一時保管施設設置補助の考え方は A 補助は予定していません

ゴミステーションのゴミの飛散は鳥獣類やマナーを守らない人、その他の原因があるが、出し方の注意、黄色いネット掛け、管理保全員による清掃等で改善されている。

ただ各行政区にもそれぞれ工夫されたゴミ一時保管施設があるが、場所によっては景観を損ねる物もある。特に竜崎区原作田地内の保管施設は、県内で最も美しい歩道内植え込み花の美観を損ねている。当村の印象を良くするために景観に配慮したゴミステーションのうち主だったところから順次、保管施設の設置または補助金による設置の奨励を考へるべきと思うが村長の考えを伺う。

ここ数年ゴミの出し方が悪く、カラス等に突かれて飛散したり、回収されずにステーションに残されるゴミの量が増えています。この



竜崎原作田地内のゴミステーション

れに伴って周辺住民から苦情が出ていることから対応に苦慮しております。このため、村では申し出があればネットを配布し飛散防止に努めております。

ゴミステーションの設置によって美観の保全に十分効果はあるかと思いますが、数が115箇所と非常に多く多額の予算を要すること等を考慮し現時点ではステーションの設置に対する補助については、予定はしておりません。しかしながら、ゴミの飛散は周辺の方々にご迷惑をおかけすることになりますので、引き続きネットの配布を行うとともに立て看板の設置、村広報紙への掲載、監視員の方の考えを伺う。

農業集落排水には671件の加入者に対し、毎月納入通知書を送付しています。村では納入通知書の送付について、条例及び施行規則において定めているところであり、現在の納入通知書の送付のあり方につきましてはご理解を賜りたいと思っております。

村財政厳しい折、無駄と思われる経費の削減をはかる必要がある。毎月送付される通知書は家族に變動が無い場合などは決まった金額であるので、住民から通知書を望まない声を多く聞く。未納者、滞納者、やむなき事情のある者を除き、必要、不必要の希望を聞き、改善することは出来ないのか村長の考えを伺う。

Q 下水道使用通知書の改善できないか A 条例に定めがあり現況でご理解を賜りたい

村財政厳しい折、無駄と思われる経費の削減をはかる必要がある。毎月送付される通知書は家族に變動が無い場合などは決まった金額であるので、住民から通知書を望まない声を多く聞く。未納者、滞納者、やむなき事情のある者を除き、必要、不必要の希望を聞き、改善することは出来ないのか村長の考えを伺う。

Q 農集排水には671件の加入者に対し、毎月納入通知書を送付しています。村では納入通知書の送付について、条例及び施行規則において定めているところであり、現在の納入通知書の送付のあり方につきましてはご理解を賜りたいと思っております。

Q 農集排水には671件の加入者に対し、毎月納入通知書を送付しています。村では納入通知書の送付について、条例及び施行規則において定めているところであり、現在の納入通知書の送付のあり方につきましてはご理解を賜りたいと思っております。

Q 農集排水には671件の加入者に対し、毎月納入通知書を送付しています。村では納入通知書の送付について、条例及び施行規則において定めているところであり、現在の納入通知書の送付のあり方につきましてはご理解を賜りたいと思っております。

Q 農集排水には671件の加入者に対し、毎月納入通知書を送付しています。村では納入通知書の送付について、条例及び施行規則において定めているところであり、現在の納入通知書の送付のあり方につきましてはご理解を賜りたいと思っております。

Q 農集排水には671件の加入者に対し、毎月納入通知書を送付しています。村では納入通知書の送付について、条例及び施行規則において定めているところであり、現在の納入通知書の送付のあり方につきましてはご理解を賜りたいと思っております。

Q 農集排水には671件の加入者に対し、毎月納入通知書を送付しています。村では納入通知書の送付について、条例及び施行規則において定めているところであり、現在の納入通知書の送付のあり方につきましてはご理解を賜りたいと思っております。



鈴木忠雄 議員

東日本大震災と台風15号災害について

平成23年9月21日、台風15号の豪雨で増水し、堤防が決壊し甚大な被害になった。東日本大震災で堤防に亀裂や地盤沈下となっていた。地域住民の要請を無視し、復旧はもろろん応急処置もせず、また、洪水警報が発令されても対策を講じない等、堤防の管理を放置し決壊させたことは人災と考へるが村長の見解を伺いたい。

県は堤防の亀裂を認め、シート被覆の処置を施し、復旧工事は濁水期に予定していました。台風による雨量は19日から21日の午後11時までに240.5ミリメートルと非常に多く、新聞等には戦後最大の雨量との記事が

ありました。堤防決壊は県からの説明にもあり、越水による後背面からの侵食による災害と認識しています。

村は地震後に確認したのか。

担当が現地を確認しました。

確認して調査した果、亀裂の規模は(幅、長さ、長さ)詳しくはここでは報告できません。後ほど報告します。

村長はいつ確認したのか。

シート被覆の処置後に確認しました。

中・竜崎、両行政区からの要請・要望は、いつあったのか。

後日、回答します。

①洪水警報が発令されたから、村はどのような対策を講じたのか。消防団を非常招集し土糞積み等を実施し

たのか。

対策本部を設置しました。土糞積みはしていません。

いつ頃、堤防を越水したのか。

夜の9時20分頃に越水しました。

越水時に地震が発生して決壊が加速された。何時頃だったか、その規模は。

地震は正確に把握していません。

村長が人災を否定する根拠は何か。客観的、具体的に説明を願いたい。

前に回答したとおりです。

23年11月7日付け福島民報新聞に、玄葉外相は「震災でひびが入って堤防が決壊し被害が出たことを踏まえ、震災が最初の原因となっている」とあるが。

答えは差し控えさせていただきます。

①被害者の立場からは管理部署である県が加害者である。加害者の説明では納得できない。原因究明に専門

家に依頼することを要求する。

②台風15号による災害の再発防止の恒久対策は、阿武隈川上流浸水対策事業に村も参画している。被災者等、住民の声が反映されているのか村長の見解を伺う。

②阿武隈川上流浸水対策、連絡協議会が設置され、その中で県から村に対して阿武隈川の災害再発防止の工事について提案がありました。中地区、竜崎地区に堤防を築く二線堤で住宅への浸水を防止する事業であり、早急な予算等の対応は村民の声が反映されたことによるものであると考えております。

排水ポンプが作動しない。災害が再発する恐れがある。

県に要請しています。

配電盤を堤防に設置して、一日も早い災害復旧に取り組んでいます。

3月定例会で村長は災害復興初年と位置付け行政運営に当たると方針を述べているが、被災者を救済し、支援することが最優先にやる

べき課題と考へるが、村長の見解を聞かせていただきたい。

東日本大震災の復旧復興は、災害見舞金支給の特例の条例を制定し見舞金を支給しました。また、台風15号で被災を受けた村民に対しては災害見舞金条例に基づき見舞金の給付を行い、浸水等による被災については、住宅リフォーム緊急支援事業の対象として支援しております。

23年12月の県議会で床下浸水の復旧支援に3分の1から2分の1まで助成とあるが、玉川村は該当しないのか。

玉川村は該当しませんが、なお確認をいたします。

東日本大震災の日赤支援について、他市町村は冷蔵庫などの支援をしているが玉川村には支援が無いのか。

村への支援はありません。

防災放送で避難準備、避難勧告、避難指示と順序があるが、防災無線が活用されていない。危機管理意識が無いと思う。(時間切れ終了)



飯島 三郎 議員

Q 地震・台風の災害の応急処置は

A 支障が無いよう実施しています

問 村道では、土手や路面にひび割れがあつて、応急処置が必要と思われる。アスファルト注入などの方法やブルーシートで雨水が入らないような方法で対応できないのか、伺いたい。

答 3・11地震と台風15号

の災害復旧についてですが、応急対策が必要な現場については、仮復旧工事や応急対策工事を実施し、生活道路や通勤、通学道路に支障がないように努めるとともにアスファルト舗装やブルーシートの設置等実施してきたところであります。

問 災害復旧ほどの程度の進み具合で、いつ頃まで

に完了するのか伺いたい。

答 23年度の災害復旧工事の23年度に繰り越したものとしましては、道路災害復旧工事が3カ所、単独災害が18カ所、台風15号災害では河川1カ所、道路9カ所となっております。

単独災害は8月を目処に完了させたいと思います。また、台風による河川と道路については今月いっぱい終わる予定であります。

問 災害復旧箇所についてはまだあるようだが、応急処置をやらなければならぬ箇所において、アスファルト注入と出来る業者を考えているのか。

答 単独災害はたくさん残っています。アスファルト注入などは聞くところによりますと簡単なところは自前でできると確認をしています。

Q 学校プールの授業はどのような方法で

A 今年度は学校プールを使用

問 昨年度は、原発事故の混乱でプールが一斉に使用できず子どもたちは大変だったと思う。

答 一点目として、今年は村外のプールに行くことが無いのか、また、学校プールの水の



学校プールでの授業のようす(須釜小)

放射能測定値はどうかを伺う。

二点目は、プールに入れるかどうかは強制では無いと思うが、その判断基準はどのように考えているのか。

答 一点目のプールの管理

については、昨年12月に業者に依頼し、プールの除染をして排水しております。その時の放射性物質の線量はセシウム134と137を合わせて4・21ベクレルでした。除染後、水道水を入れ、防火用水としての機能を果たしてました。

そして、今年度のプール学習についての取組として、5月にプールの水質検査を業者をお願いした結果、5つの小中学校において放射性物質は全て未検出でした。空間線量も村内幼小中学校は、0.07~0.17マイクロシーベルトという状態ですので、県教委の指導も鑑みて、今年度は学校屋外プールを使用することとしました。なお、教育委員会としても保護者向けプリントを配付しております。

次に二点目のプールに入れるかについては、基本的には全員参加ですが、保護者の意向で入らせたくないという児童生徒に対しては、病気等での見学扱いと同様にしていく方向です。

業者が測定をして安全

だということであるが、簡易な測定器で先生が計る考えはあるのか。

答 業者に測定してもらったあと、週一回程度、学校独自で村にある放射性物質測定器で計って、簡易なデータを取っております。

また、空間線量は、毎日、学校で計っており、今後も計りながら進めて参ります。

問 先ほど答弁にもあったがプールに入らない児童生徒については病気扱いにするとのことであるが、大丈夫なのか。

答 通常の場合でも、身体の具合が悪い場合などは、見学していることが日常であります。泳法などは見学しても学べますので、特に問題はありません。



大和田 宏 議員

Q 除染計画と今後の進め方は

A 仮置き場の設置を検討し、除染計画に沿って進めます

問 除染計画については、まだ具体的な中身について示されていない。どんなことをいつからどのような方法で実施するのか、気になるところである。

答 除染計画はいつ示すのか。今後どのような進め方をするのか。また、校庭等の作業とその効果はどうであったのか。

問 除染で発生するであろう除去物の一時保管についてはどうされるのか伺う。

答 除染計画については、最終調整を行っており、間もなく出来上がりますので、今後国・県の関係機関との事前協議、環境省本省との協議を経て、法定計画が認可

される予定です。

将来を担う子供達の生活空間である学校・幼稚園・保育所を優先とし、校庭園庭の表土入れ替えを実施し、また、全行政区でも取組んでいたが、線量が低くなったことから、効果があつたものと思っております。

問 今後の除染の進め方については、専門家のアドバイスを受け、効果的、効率的な除染方法により、計画的かつ迅速に除染を実施していく考えであります。

答 除染により発生した廃棄物の仮置き場を設置しなければ除染が進まないため、今年度中の設置を目指して参ります。

問 通学路や園庭・校庭の放射線量が高くなった場合どう対応するのか。

答 除染実施計画に沿って対応して参ります。

仮置き場の設置については、現在どのような状況になっているのか。またその選定基準は何か。候補地は何箇所あるのか。

答 選定基準は国のガイドラインを基にし、住民から離れている事など、候補地は9箇所であり現地を確認し、現在地元での説明会を開催しております。除染物質が流れないのか、中間貯蔵施設が確実に出来るのかなど意見が出されております。

仮置き場の設置予定箇所は具体的にどこか。

答 山小屋と北須釜にまたがっている所です。

問 近くに住んでいる方々の賛同を得ることが難しいようであるが、全員の賛同なしに進めていく考えなのか伺う。

答 賛同が100%にならなくても進めていく事も考えており、説明会を開催して理解を頂けるよう進めてまいります。

仮置き場の設置については、全員の賛同を得た

中で進めていくべきである。同時に違う所も模索しながら進めるべきと考えるが。理解して頂けるよう進めてまいります。

Q 食品等の放射性物質検査の状況と今後の取り組み

A 引き続き検査を実施して参ります

問 村では、現在村民の安心・安全、農産物の作付け・出荷あるいは牧草等の利用の観点から、食品及び農産物等の放射性物質検査を実施しているが、野菜・水・土壌・堆肥などそれぞれ何件ぐらいの検査をしたのか、数字的に問題はなかったのかなど検査の状況について伺う。

答 また、この検査については、安心・安全の観点から引き続き実施されるものと思うが、村長の考えを伺います。

村では、2月中旬から簡易分析装置による自家消費食品等の放射性物質の検査を実施しており、学校給食のモニタリング検査を除いた検査件数は、6月12日現在、野菜175件、水97件、土壌725件、堆肥150件で、その他果物、キノコ等を加えた総数は、1458件となっております。

このうち、基準を超えた飲料水については、県中保健所に依頼し再検査を行っておりますが、その結果、基準値を超えたものは出ておりません。

この簡易検査については、村民の方々の安心、安全のために引き続き実施してまいります。

水の検査については再検査があつたようだが、その経過について伺う。

答 簡易検査なので、多少の誤差が生ずる場合があります。より精密な機械で検査をし、その結果基準値を超えていないことが分かりました。